

平成19年11月30日	制定
平成21年6月1日	改訂
平成22年2月1日	改訂
平成22年4月1日	改訂
平成22年6月1日	改訂
平成23年4月1日	改訂
平成23年11月7日	改訂
平成25年10月1日	改訂
平成27年4月1日	改訂
平成27年6月1日	改訂
平成28年3月14日	改訂
平成28年5月18日	改訂
平成28年6月10日	改訂
令和2年6月11日	改訂
令和3年3月18日	改訂
令和4年2月4日	改訂
令和4年3月18日	改訂
令和4年9月13日	改訂

一般財団法人日本建築センター 住宅性能評価等業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この住宅性能評価等業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるとともに、法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号又は5号に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下、「軽微変更該当証明」という。）の業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務、長期使用構造等確認の業務及び軽微変更該当証明の業務（以下「評価等の業務」という。）は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、これらに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に財団と申請者等との間において評価等の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。

2 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪府中央区南本町一丁目7番15号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価等の業務を行う区域は日本全域とする。

- 2 本部の業務区域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県の全域とする。
- 3 大阪事務所の業務区域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の全域とする。
- 4 申請者が希望した場合において財団との協議が整った場合及び緊急の場合においては、本部の業務を大阪事務所で、大阪事務所の業務を本部で行うことができるものとする。

(評価等の業務を行う住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 財団は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別のうち、別紙1「評価等の業務を行う住宅の種類」に係るものについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条各号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

- 2 財団は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別のうち、別紙1「評価等の業務を行う住宅の種類」に係るものについて、長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書（別記様式E F - 0 1の書面が添付されたものに限る。）
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当財団が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 申請者は、財団が認めた場合にあつては、前項第3号に規定する図書の提出期限を財団が指定する日まで延期することができる。
 - 3 財団が申請に係る住宅について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第6条の2第1項に定める確認を併せて行う場合で、当該確認の申請に際して提出された図書に、第1項第2号の図書で明示すべき事項が記載されているものがあるときは、当該図書をもって第1項第2号の中の該当する図書に代えることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価の申請者は、財団に対し、第1項第1号に掲げる図書、第1項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当財団において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
 - 5 財団は、前各項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 法第6条の2第3項に規定する長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、既に法第6条の2第3項により長期使用構造等確認書（新築住宅に係る）

るものに限る。以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)が交付された計画を変更して申請しようとする者は、財団に対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号に掲げる図書のうち変更に係るもの及び直前の長期使用構造等確認書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、当財団において直前の長期使用構造等確認を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又はその写しを除く。

- 3 法第6条の2第4項に規定する設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認を求めようとする者は、財団に対し、第7条第1項各号及び第8条第1項第2号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、既に法第6条の2第4項により設計住宅性能評価書が交付された計画を変更して申請しようとする者は、財団に対し、第7条第1項第1号に掲げる図書、第7条第1項第2号、第3号及び第8条第1項第2号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、当財団において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。
- 5 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、前4項の規定により提出される図書(新築住宅に係るものに限る。以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請の適用)

第9条 法第6条の2第4項に規定する設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る次条以降の規定については、設計住宅性能評価の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 財団は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を確認し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が第6条第1項に定める評価の業務の範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前項の確認により設計評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 財団は、第1項により設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書(別記様式E F-02)を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める住宅性能評価等業務約款E R-02(以下「評価等業務約款」という。)に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結したものとす。

5 前項の評価等業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、財団の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
- (2) 評価料金に関する事項のうち、評価料金の支払期日に関すること。
- (3) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)に関すること。

ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他財団の責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大幅に変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

ロ 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、財団に書面をもって通知することにより、当該契約を解除できること。

ハ 申請者は、財団が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他の財団の責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

ニ 財団は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

ロ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

ハ 設計評価提出図書に虚偽があること、その他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定は、長期使用構造等確認の申請の受理及び契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに性能評価マニュアル（法第13条に規定する「登録講習機関が行う講習」のテキスト又はこれと同等のものとして財団が作成したもの）及び長期優良住宅認定等に係る技術的審査マニュアルに従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、設計評価及び長期使用構造等確認提出図書の説明、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、財団は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（別記様式E F - 0 3）を財団に提出するものとする。

2 前項の場合においては、財団は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価及び長期使用構造等確認提出図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅が計画変更された場合においては、その旨及び変更の内容について財団に通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、財団が変更の内容が大幅であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 財団は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書（別記様式E F - 0 4）を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下

- 「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他財団の責めに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別紙2に定める方法に従う。
 - 3 財団は、第1項各号のいずれかに該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して施行規則別記第6号様式の通知書を交付する。
 - 4 第1項及び前項の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
 - 5 前4項(ただし、第1項第3号の規定を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

- 第15条 第8条第2項又は第4項によらず、計画の変更が軽微な変更該当することの証明を求める者は、財団に対し、別に定める軽微変更該当証明申請書及びその内容を確認するために必要な書類2部を添えて、軽微変更該当証明を申請しなければならないものとする。
- 2 財団は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当することを確認した場合は、速やかに別に定める軽微変更該当証明書を、軽微な変更申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認した場合は別に定める軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は別に定める軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
ただし、財団が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。
 - 3 軽微変更該当証明書の交付番号は別紙2に定める方法に従う。
 - 4 第10条から第12条並びに第14条の第1項及び第4項の規定は、軽微変更該当証明において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「軽微変更該当証明」と「設計評価提出図書」とあるのは「第15条第1項の規定により提出される図書」と「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「軽微変更該当証明の業務」と、「評価料金」とあるのは「軽微変更該当証明料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「軽微変更該当証明書」と読み替えるものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、検査時期(住宅性能評価のための検査を行うべき時期として評価方法基準に定められたものをいう。以下同じ。)のうち最初のもの後の工程に係る工事を開始するまでに、財団に対し、次の各号(財団において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)(別記様式E F-05の書面が添付されたものに限る。)
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書(別記様式E F-16)の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証のうち最後に交付されたものの写し
- 2 当該申請に係る住宅の計画に係る確認のうち最後のものを行った者が財団である場合においては、申請者は、前項第4号の図書の提出を要しない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、財団に対し、第1項第1号に掲げる図書、第1項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はそ

の写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当財団において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)

- 4 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)(施行規則別記第8号様式)(別記様式E F-05の書面が添付されたものに限る。)
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したのものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 5 申請者は、第1項、第3項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、財団に対し、建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 6 第1項、第3項又は第4項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

- 第17条 法第6条の2第3項に規定する長期使用構造等確認(既存住宅に係るものに限る。第3項及び第4項を除き、以下この章において同じ。)を求めようとする者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、既に法第6条の2第3項により長期使用構造等確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)が交付された計画を変更して申請しようとする者は、財団に対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号に掲げる図書のうち変更に係るもの及び直前の長期使用構造等確認書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、当財団において直前の長期使用構造等確認を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又はその写しを除く。
- 3 法第6条の2第4項に規定する建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)を求めようとする者は、財団に対し、第16条第4項各号及び第17条第1項第2号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、既に法第6条の2第4項により建設住宅性能評価書が交付された計画を変更して申請しようとする者は、財団に対し、第16条第4項第1号に掲げる図書、第16条第4項第2号から第5号及び第17条第1項第2号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、当財団において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。
- 5 前条第6項の規定は、前4項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請の適用)

- 第18条 法第6条の2第4項に規定する建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)の申請に係る次条以降の規定については、建設住宅性能評価(既存住宅に係るものに限る。)の規定を適用する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理及び契約)

- 第19条 財団は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を確認し、当該建設評価提出図書を受理する。
 - (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は、前項の確認により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 財団は、第1項により建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書（別記様式EF-02）を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める評価等業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。
- 5 前項の評価等業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 申請者は、財団の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
 - ロ 申請者は、財団の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (2) 評価料金に関する事項のうち、評価料金の支払期日に関すること。
 - (3) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他財団の責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
 - ハ 申請に係る住宅が建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合で、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを財団に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - ニ 第15条第4項又は第5項の規定により工事が中断した場合は、業務期日を延期することができること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大幅に変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ロ 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、財団に書面をもって通知することにより、当該契約を解除できること。
 - ハ 申請者は、財団が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の財団の責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ニ 財団は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - ロ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - ハ 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

- 第20条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに性能評価マニュアル（法第13条に規定する「登録講習機関が行う講習」のテキスト又はこれと同等のものとして財団が作成したもの）及び長期優良住宅認定等に係る技術的審査マニュアルに従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申

請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、建設評価提出図書の説明、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、財団は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第21条 申請者は、財団に対し、検査対象工程（検査時期に行われるべき検査の対象となる工程をいう。以下同じ。）に係る工事が完了する日又は完了した日を「検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書」（別記様式 EF-35）により通知しなければならないものとする。

- 2 財団は、前項の規定による通知を受領したときは、申請者と協議のうえ、検査時期における検査の予定日を同項に規定する日又はその通知を受領した日のいずれか遅い日から7日以内の日にあらかじめ定めるものとし、当該予定日（財団又は申請者の都合により、予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書（以下単に「施工状況報告書」という。）を財団に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書（以下「施工関連図書」という。）を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 財団は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により申請者にその旨を報告する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取下げ）

第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式 EF-03）を財団に提出するものとする

- 2 前項の場合においては、財団は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（建設工事の変更）

第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について財団に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、財団が変更の内容が大幅であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

（建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第24条 財団は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書（別記様式 EF-06）を交付する。

- (1) 建設評価提出図書、施工状況報告書若しくは施工関連図書（以下「建設評価提出図書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えない

かったことその他財団の責に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。

- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 財団は、第1項各号のいずれかに該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して施行規則別記第11号様式の通知書を交付する。
- 4 第14条第4項の規定は、第1項及び前項の交付について準用する。
- 5 前4項（ただし、第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「施行規則別記第11号様式の通知書」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第25条 第17条第2項又は第4項によらず、計画の変更が軽微な変更該当することの証明を求める者は、財団に対し、別に定める軽微変更該当証明申請書及びその内容を確認するために必要な書類2部を添えて、軽微変更該当証明を申請しなければならないものとする。

- 2 財団は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当することを確認した場合は、速やかに別に定める軽微変更該当証明書を、軽微な変更申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認した場合は別に定める軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は別に定める軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

ただし、財団が法第6条の2第3項による長期使用構造等確認書又は第4項による建設住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

- 3 軽微変更該当証明書の交付番号は別紙2に定める方法に従う。
- 4 第19条、第20条、第22条及び第24条第1項の規定は、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明において準用する。「建設住宅性能評価」とあるのは「軽微変更該当証明」と、「建設評価提出図書」とあるのは「第25条第1項の規定により提出される図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「軽微変更該当証明の業務」と、「評価料金」とあるのは「軽微変更該当証明料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「軽微変更該当証明書」と読み替えるものとする。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

第26条 理事長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る評価等の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる評価等を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

第27条 理事長は、評価員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（評価員の配置）

- 第28条 評価等の業務を実施させるため、評価員を本部に3名以上、大阪事務所に1名以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に評価等を行わなければならない。
 - 3 大阪事務所の評価員が病気等の事情により、評価等の業務を実施できない場合にあっては、大阪事務所において本部の評価員が臨時に評価等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本部において当該評価等の業務を行う。
 - 4 財団は、評価等の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第29条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、財団の行う評価等の業務に関する研修会に参加させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させる又は財団の行う研修会に参加させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

- 第30条 評価等の業務に従事する職員（第28条第1項の規定により配置された評価員（以下「評価員」という。）を含む。以下同じ。）を、本部に4人以上、大阪事務所に2人以上配置する。
- 2 財団は、住宅・環境審査部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
 - 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書、長期使用構造等確認書及び軽微変更該当証明書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証明書の携帯)

- 第31条 評価の業務に従事する職員が、建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の証明書の様式は、別記様式EF-07による。

(秘密保持義務)

- 第32条 財団の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、法第14条の規定に従い、評価等の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

- 第33条 申請者は、別紙3に定める評価料金、確認料金又は軽微変更該当証明料金（以下、「評価料金等」という。）及び建設住宅性能評価における出張費（該当する場合に限る。）を、銀行振込みにより納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

- 第34条 財団は、次の各号に掲げる申請の場合においては別紙4に掲げる割引率を上限とし、当該申請の評価料金等を減額することができる。
- (1) 設計住宅性能評価の申請の場合で、当該申請に係る住宅の計画に住宅型式性能認定を受けた型式（平成12年建設省告示第1655号第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）に適合する部分を含む場合。ただし、その申請において当該型式に係る住宅型式性能認定書の写し（当財団が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
 - (2) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第6条の2第1項の確認を併せて行う場合。
 - (3) 共同住宅等で、当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第68条の25第3項の規定に基づく性能評価（建築基準法第20条第1項第一号の規定に基づく認定のための審査に必要な評価の全部又は一部に限る。）を行う場合。ただし、その申請において当該性能評価に係る大臣認定書

の写しが添えられている場合に限る。

- (4) 設計住宅性能評価の申請の場合で、当該申請に係る住宅の計画について法第59条第1項の規定に基づく試験（構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験に限る。）を行う場合。ただし、その申請において当該試験に係る特別評価方法認定書の写しが添えられている場合に限る。
- (5) 設計住宅性能評価の申請の場合で、財団が行う他の業務（低炭素建築物認定、BELS等の評価方法基準を利用した技術的審査）を併せて行う場合又は省エネ関連業務の申請が過去2件以上あり、審査の合理化が図れると財団が認めた場合。
- (6) 建設住宅性能評価の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の工事について建築基準法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査を併せて行う場合。
- (7) 共同住宅等で、一団の住宅の開発等において、複数の申請を同時期に行うことで、類似タイプの住宅における申請図書等の審査の効率化及び検査時の検査項目、移動等の合理化が図れ、設計住宅性能評価の審査及び建設住宅性能評価の検査を効率的に実施できると財団が認めた場合。
- (8) 共同住宅等で、同タイプの住戸が複数あることにより設計住宅性能評価の審査及び建設住宅性能評価の検査の合理化が図れ、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を効率的に実施できると財団が認めた場合。
- (9) 共同住宅等で、過去3年間に100戸以上かつ2件以上の申請が行われ、申請手続き及び検査手順等を把握していること又は今後1年間に100戸以上の申請が見込めるときで、一連の申請案件について申請図書の定型化等が行われることにより、申請図書等の作成及び検査時の対応における指摘、修正事項が軽減されることで、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を効率的に実施できると財団が認めた場合。
- (10) 財団が指定するソフトウェアを用いて申請書を作成した場合。
- (11) 性能表示事項のうち財団が定めた項目において、財団が定めた等級の場合。
- (12) 事前相談など財団との協議により申請図書等の記載内容及び検査時の検査項目が精査されており、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると財団が認めた場合。

（評価料金等の返還）

第35条 収納した評価料金等は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

（負担金の納付）

第36条 財団は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑 則

（登録の区分等の揭示）

第37条 財団は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように揭示する。

（規程の公開）

第38条 財団は、本規程を評価等の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ（<https://www.bcj.or.jp/>）において公開するものとする。

（財務諸表の備付け）

第39条 財団は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告書をいう。以下同じ。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表に係る閲覧等の請求）

第40条 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号及び第4号後段の請求をする場合は1頁につき20円（税込）を、第4号前段(b)の請求をする場合は1枚につき100円（税込）を、それぞれ支払わなければならないものとする。

- (1) 書面をもって作成された財務諸表の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本若しくは抄本又は当該書面を複写したものの請求

- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 2 前項第4号の(a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルに記録された情報を出力することにより書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第41条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 財団が評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計評価提出図書（設計住宅性能評価に要したものに限り、次号に掲げる書類と同一のものを除く。）、設計住宅性能評価書の写し及び承諾書の控え 設計住宅性能評価書を交付した日から5年間
- (3) 建設評価提出図書（建設住宅性能評価に要したものに限る。）、施工状況報告書、建設住宅性能評価書の写し及び承諾書の控え 建設住宅性能評価書を交付した日から20年間
- (4) 長期使用構造等確認提出図書（長期使用構造等確認に要したものに限る。）、長期使用構造等確認書の写し及び承諾書の控えその他長期使用構造等確認に要した書類 確認書を交付した日から5年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第42条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中であっては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスクのデータを原本として扱うものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第43条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価の業務に関する公正の確保）

第44条 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 理事長、役員及びその職員（評価員を含む。）の一部が、現在又は過去二年間に財団以外の組織の役員又は職員であり、かつ、その組織が次のいずれかに該当する業務を行った場合において、当該一部の役員又は職員（評価員を含む。）は、当該申請に係る住宅性能評価の業務を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認及び軽微変更該当証明において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」又は「軽微変更該当証明」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第45条 財団は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1億円以上であり、このうち地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていない保険金額が年間50百万円以上であるもの）を締結するものとする。

2 前項の保険契約は、次に掲げる業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険を含んだものとする。

- (1) 法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関として行う、法第31条第1項の住宅型式性能認定、同条第3項の規定による公示、法第33条第1項の型式住宅部分等製造者の認証、同条第3項の規定による公示及び法第36条第1項の認証の更新の業務
- (2) 法第59条第1項に規定する登録試験機関として行う試験の業務
- (3) 建築基準法第77条の18から第77条の21までに規定する指定確認検査機関として行う、確認、中間検査及び完了検査の業務
- (4) 建築基準法第77条の36から第77条の39までに規定する指定認定機関として行う型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその認証の更新の業務
- (5) 建築基準法第77条の56に規定する指定性能評価機関として行う評価の業務
- (6) その他財団が自主業務として行う技術評価の業務

(事前相談)

第46条 申請者は、その申請に先立ち、財団に事前相談をすることができる。この場合においては、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則) この規程は、平成19年12月17日より施行する。

(附則) この規程は、平成21年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成22年2月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成22年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成22年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成23年11月7日より施行する。

(附則) この規程は、平成25年10月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成27年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年6月10日より施行する。

(附則) この規程は、令和2年6月11日より施行する。

(附則) この規程は、令和3年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、令和4年2月20日より施行する。

(附則) この規程は、令和4年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、令和4年10月1日より施行する。

ただし、この規程の施行前に旧規程に基づき行われた評価料金に係る見積書の発行がなされているものについては、なお従前の例によることができる。

別紙 1

評価等の業務を行う住宅の種類

以下の各項のいずれかに該当する住宅

1. 建築基準法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び同法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される住宅
2. 前項に定めるもののほか、以下の各号に掲げる住宅
 - (1) 高さが3.1mを超え6.0m以下の住宅
 - (2) 延べ面積が500㎡を超える住宅
 - (3) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした住宅
 - (4) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が36N/㎟以上のコンクリートを使用する住宅
3. 建築基準法施行令第82条の5に規定する「限界耐力計算」及び同令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算並びに同令第108条の3に規定する「耐火性能検証法」、同令第128条の6に規定する「区画避難安全検証法」、同令第129条に規定する「階避難安全検証法」及び同令第129条の2に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた住宅
4. 建築基準法施行令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示第463号、平成14年国土交通省告示第464号、平成14年国土交通省告示第666号、平成28年国土交通省告示第611号に限る。）に従った構造の住宅
5. 第1項から第4項のいずれかに該当する住宅（財団が住宅性能評価を行うものに限る。）と同一敷地内にある別棟の住宅、隣接若しくは近接敷地にあり一体的に計画される住宅又は同一申請者により同時期に申請（申請に係る契約を含む。）される住宅

別紙 2

1. 設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付番号の付番方法

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	014
4～5桁目	01：本部 02：大阪事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価と併せて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）と長期確認 6：長期確認（新築） 7：長期確認（増築・改築） 8：長期確認（建築行為なし）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

2. 軽微変更該当証明書の交付番号の付番方法

交付番号は、次のとおり表すものとする。

(1) 長期使用構造等確認

B C J ○○○長確○○○○-軽○

1～3桁目	B C J
4、5桁目	西暦（下二桁）
6桁目	本：本部 大：大阪事務所
7、8桁目	長確：長期使用構造等確認
9桁目	共：共同住宅 戸：一戸建ての住宅
10～12桁目	通し番号（001から順に付するものとする。）
13桁目	軽
14桁目	軽微変更該当証明の申請の数（1から順に付するものとする。）

(2) 住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認

B C J ○○○設評○○○○-長軽○

1～3桁目	B C J
4、5桁目	西暦（下二桁）
6桁目	本：本部 大：大阪事務所
7、8桁目	設評：住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認
9桁目	共：共同住宅 戸：一戸建ての住宅
10～12桁目	通し番号（001から順に付するものとする。）
13、14桁目	長軽
15桁目	軽微変更該当証明の申請の数（1から順に付するものとする。）

評価等の業務に係る料金表

財団が実施する評価等の業務に係る料金について、必要な事項を定める。
なお、以下に定める料金は、消費税を含むものとする。

1. 設計住宅性能評価料金

(1) 必須評価事項のみに係る料金は、1申請につき、表1に掲げる額とする。

表1

種別	延べ面積	料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	40,700円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	53,900円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	72,600円
	500㎡を超えるもの	99,000円
共同住宅等	1,000㎡以内のもの	132,000円+M×11,000円
	1000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	220,000円+M×7,700円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	275,000円+M×6,600円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	330,000円+M×6,050円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	484,000円+M×5,500円
	20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	660,000円+M×5,500円
	50,000㎡を超えるもの	880,000円+M×5,060円

この表において、Mは評価対象住戸数を表すものとする（以下同じ）。

(2) 表2の申請評価事項が含まれている場合は、表2の該当する申請評価事項の額にその申請評価事項を選択した住戸数を乗じた額を加算する。

表2

種別	延べ面積	料金 ※1 評価事項当たりの額	
		申請評価事項	
		イ	ロ
		4-4.更新対策 (住戸専用部) 7.光・視環境	8-1. 重量床衝撃音対策 8-2. 軽量床衝撃音対策
一戸建ての住宅		5,500円	5,500円
共同住宅等	1,000㎡以内のもの	550円	660円
	1000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	550円	660円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	550円	660円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	440円	550円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	440円	550円
	20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	330円	550円
	50,000㎡を超えるもの	330円	550円

(3) 既に設計住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画を変更する場合（上記（2）の評価事項を追加・取止めを行う場合を除く）は、以下により算出した額（算出した額が表3で算出した額を下回る場合は表3で算出した額とする。）とする。ただし、当財団以外の者から設計住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画を変更する場合は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして（1）から（2）で算出した額とする。

- 1) 一戸建の住宅では、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号で算出した額とする。
 - ①構造の安定又は温熱環境・エネルギー消費量に関する評価事項の変更の場合
表1で算出した額に2分の1を乗じた額
 - ②①以外の変更の場合
表1で算出した額に3分の1を乗じた額
- 2) 共同住宅等では、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号で算出した額とする。
 - ①住棟に係る変更の場合
設計住宅性能評価に係る住棟料金（表1の共同住宅等に掲げる計算式の第1の項の料金をいう。）に2分の1を乗じた額
 - ②住戸に係る変更（以下の③の場合を除く）の場合
設計住宅性能評価に係る戸当料金（表1のMに乘じる料金をいう。以下同じ）の2分の1の額に、変更する住戸数を乗じた額に、住棟料金に4分の1を乗じた額を加算した額。なお、①を同時に行う場合は、②の住棟料金に4分の1を乗じた額は加算しない。
 - ③上記（2）に係る変更の場合
表2の該当する申請評価事項の2分の1の額に、変更する住戸数を乗じた額に、住棟料金に4分の1を乗じた額を加算した額。なお、①を同時に行う場合は、③の住棟料金に4分の1を乗じた額は加算しない。

表3

種別	評価対象住戸数	料金
一戸建ての住宅 共同住宅等	1戸 ～ 10戸	33,000円
	11戸 ～ 20戸	M×3,300円
	21戸 ～ 50戸	66,000円 + (M-20) × 2,200円
	51戸 ～ 100戸	132,000円 + (M-50) × 1,650円
	101戸 ～ 200戸	214,500円 + (M-100) × 1,100円
	201戸 ～	324,500円 + (M-200) × 550円

この表において、Mは評価対象住戸数を表すものとする（以下同じ）。

(4) 既に財団から設計住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画に（2）の評価事項を追加・取止めを行う場合は、（2）で算出した額（算出した額が表3で算出した額を下回る場合は表3で算出した額とする。）とする。また、5-1 断熱等性能等級を追加する場合は、表1の戸当料金の額に断熱等性能等級を追加する住戸数を乗じた額とする。

(5) 法第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る料金は、4. 長期使用構造等確認料金（4）又は（7）により算出した額とする。

2. 建設住宅性能評価料金（新築住宅）

(1) 必須評価事項のみに係る料金は、1申請につき、表4に掲げる額とする。

表4

種別	延べ面積	料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	127,600円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	166,100円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	238,700円
	500㎡を超えるもの	386,100円
共同住宅等	1,000㎡以内のもの	$N \times 77,000円 + M \times 19,800円$
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$N \times 77,000円 + M \times 15,400円$
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	$N \times 121,000円 + M \times 12,100円$
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$N \times 143,000円 + M \times 11,000円$
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	$N \times 154,000円 + M \times 10,450円$
	20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	$N \times 264,000円 + M \times 8,250円$
	50,000㎡を超えるもの	$N \times 363,000円 + M \times 5,500円$

この表において、Nは検査回数を、Mは評価対象住戸数を表すものとする（以下2.において同じ）。

(2) 表5の申請評価事項が含まれている場合は、表5の該当する申請評価事項の額にその申請評価事項を選択した住戸数を乗じた額を加算する。

表5

種別	延べ面積	料金※1 評価事項当たりの額	
		申請評価事項	
		イ	ロ
		7.光・視環境	8-1.重量床衝撃音対策 8-2.軽量床衝撃音対策
一戸建ての住宅		4,400円	4,400円
共同住宅等	1,000㎡以内のもの	550円	880円
	1000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	550円	880円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	550円	880円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	330円	660円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	330円	660円
	20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	330円	660円
	50,000㎡を超えるもの	330円	660円

(3) 室内環境の評価事項が含まれている場合は、表6の該当する欄の額に空気環境を評価する住戸数を乗じた額を加算する。

表6

測定住戸数 (近接地で同一時期に測定できる住宅とする。)	料金	
	空気環境の評価事項	
	6-3 室内空气中の化学物質の濃度等	
	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドに加えトルエン、キシレン、エチルベンゼン、及びスチレンいずれか又は全部の測定を行う場合
2以下	44,000円	55,000円
3～5	38,500円	49,500円
6～10	33,000円	44,000円
11～30	27,500円	38,500円
31以上	26,400円	37,400円

(4) 共同住宅等の建設住宅性能評価において、住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合は、(1)で算出した額に、表4の戸当料金(表4の共同住宅等に掲げる計算式においてMに乘じることとされている額をいう。以下同じ)に割増す戸数(目視又は計測を行うことを希望する戸数から評価対象住戸の総数の10分の1(1未満の端数は切り上げる。)の戸数を減じた戸数のことをいう。)を乗じた額を加算する。

(5) 既に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その建設工事を変更する場合(上記(2)から(3)の評価事項を追加・取止めを行う場合を除く)は、以下により算出した額の合計とする。ただし、当財団以外の者から建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その建設工事を変更する場合は、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとして(1)から(4)で算出した額とする。

1) 一戸建の住宅では、(1)で算出した額に4分の1を乗じた額とする。

2) 共同住宅等では、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号で算出した額に33,000円(①に該当するものがある場合は無料)を加算した額とする。

①住棟に係る変更の場合

表4の検査回数Nに乘じる料金に2分の1を乗じた額

②住戸に係る変更(以下の③から④の場合を除く)の場合

建設住宅性能評価に係る戸当料金(表4の共同住宅等に掲げる計算式においてMに乘じることとされている額をいう。以下同じ)の2分の1に、変更する住戸数を乗じた額

③上記(2)に係る変更の場合

表5の該当する申請評価事項の額の2分の1に、変更する住戸数を乗じた額

④上記(3)に係る変更の場合

表6の該当する空気環境の評価事項の額に、変更する住戸数を乗じた額

(6) 既に財団から建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画に(2)から(4)の評価事項を追加・取止めを行う場合は、(2)から(4)で算出した額とする。また、5-1 断熱等性能等級を追加する場合は、表4の戸当料金の額に断熱等性能等級を追加する住戸数を乗じた額とする。

(7) 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査において財団が不適合と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいう。)を行う場合の追加料金の額は、再検査1回につき、検査回数Nに乘じる料金に2分の1を乗じた額とする。

(8) 当財団以外の者から設計住宅性能評価書が交付された住宅の建設住宅性能評価料金は、(1)で算出した額に、設計住宅性能評価料金の2分の1の額を加算する。

(9) 建設住宅性能評価の対象となる工事の検査を行う場所が、検査を現に行う者の在勤地より50kmを越える場合は、別に定める「一般財団法人日本建築センター住宅・環境審査業務出張費規程」により算出した額の出張費を加算する。

3. 建設住宅性能評価料金（既存住宅）

(1) 一戸建ての住宅の現況検査に係る料金は、表7に掲げる額とする。

表7

延べ面積	料金
100㎡以内のもの	290,400円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	312,400円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	374,000円
500㎡を超えるもの	389,400円

(2) 一戸建ての住宅の個別性能に係る料金は、以下によります。

1) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けた住宅の場合は、表8に掲げる額とする。

表8

個別性能項目	料金			
	延べ面積			
	100㎡以内のもの	100㎡を超え200㎡以内のもの	200㎡を超え500㎡以内のもの	500㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	36,300円	48,400円	64,900円	89,100円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）				
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-4 耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-5 耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
1-7 基礎の構造方法及び形式等				
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
2-4 脱出対策（火災時）	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
5-1 断熱等性能等級	5,500円			
5-2 一次エネルギー消費量等級	5,500円			
6-3 換気対策（局所換気対策）	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
7-1 単純開口率	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
7-2 方位別開口比	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円
10-1 防犯性能	5,500円	6,600円	8,250円	9,900円

2) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けていない住宅に係る料金は、表9に掲げる額とする。

表9

個別性能項目	料金			
	延べ面積			
	100㎡以内のもの	100㎡を超え200㎡以内のもの	200㎡を超え500㎡以内のもの	500㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	53,900円	72,600円	96,800円	133,100円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）				
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-4 耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-5 耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
1-7 基礎の構造方法及び形式等				
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
2-4 脱出対策（火災時）	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	44,000円	66,000円	88,000円	110,000円
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
5-1 断熱等性能等級	33,000円			
5-2 一次エネルギー消費量等級	33,000円			
6-3 換気対策（局所換気対策）	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
7-1 単純開口率	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
7-2 方位別開口比	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円
10-1 防犯性能	11,000円	13,200円	16,500円	19,800円

(3) 共同住宅等の現況検査に係る料金は、表10に掲げる額とする。ただし、既に財団で行った共用部分関係評価結果がある場合（有効期限内の「共用部分 検査・評価シート」等に限る。）は、表10の共用部分の料金に2分の1を乗じた額とする。

表10

延べ面積	料金	
	現況検査（共用部分）	現況検査（専用部分）
500㎡以内のもの	286,000円	1住戸当たり39,600円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	308,000円	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	330,000円	
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	440,000円	
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	990,000円	
50,000㎡を超えるもの	1,650,000円	

(4) 共同住宅等の個別性能に係る料金は、以下による。

1) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けた住宅の場合は、表11に掲げる額とする。

表11

個別性能項目	料金					
	延べ面積					
	500㎡以内のもの	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	49,500円	60,500円	83,600円	239,800円	380,600円	776,600円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）						
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法						
1-7 基礎の構造方法及び形式等						
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1住戸あたり5,500円					
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	1住戸あたり5,500円					
2-3 避難安全対策等級（他住戸等火災時・共用廊下）	1住戸あたり5,500円					
2-4 脱出対策（火災時）	1住戸あたり5,500円					
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	1住戸あたり5,500円					
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
4-1 維持管理対策等級(専用配管)	1住戸あたり5,500円					
4-2 維持管理対策等級(共用配管)	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
4-3 更新対策（共用排水管）	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
4-4 更新対策（住戸専用部）	1住戸あたり5,500円					
5-1 断熱等性能等級	1住戸あたり5,500円					
5-2 一次エネルギー消費量等級	1住戸あたり5,500円					
6-1 換気対策（局所換気対策）	1住戸あたり5,500円					
7-1 単純開口率	1住戸あたり5,500円					
7-2 方位別開口比	1住戸あたり5,500円					
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1住戸あたり5,500円					
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	1住戸あたり5,500円					
10-1 防犯性能	1住戸あたり5,500円					

2) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けていない住宅の場合は、表12に掲げる額とする。

表12

個別性能項目	料金					
	延べ面積					
	500㎡以内のもの	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	99,000円	121,000円	167,200円	359,700円	570,900円	1,164,900円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）						
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法						
1-7 基礎の構造方法及び形式等						
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1住戸あたり11,000円					
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	1住戸あたり11,000円					
2-3 避難安全対策等級（他住戸等火災時・共用廊下）	1住戸あたり11,000円					
2-4 脱出対策（火災時）	1住戸あたり11,000円					
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	1住戸あたり11,000円					
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	55,000円	88,000円	110,000円	165,000円	275,000円	330,000円
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	1住戸あたり11,000円					
4-2 維持管理対策等級（共用配管）	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
4-3 更新対策（共用排水管）	5,500円	11,000円	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円
4-4 更新対策（住戸専用部）	1住戸あたり11,000円					
5-1 断熱等性能等級	1住戸あたり33,000円					
5-2 一次エネルギー消費量等級	1住戸あたり33,000円					
6-1 換気対策（局所換気対策）	1住戸あたり11,000円					
7-1 単純開口率	1住戸あたり11,000円					
7-2 方位別開口比	1住戸あたり11,000円					
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1住戸あたり11,000円					
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	1住戸あたり11,000円					
10-1 防犯性能	1住戸あたり11,000円					

(5) 特定現況検査に係る評価が含まれている場合は、別途算定する実費を加算する。

(6) 室内環境（化学物質の濃度等）を評価が含まれている場合は、表6の該当する欄の額に空気環境を評価する住戸数を乗じた額を加算する。

(7) 空気環境（石綿の濃度等）を評価事項が含まれている場合は、別途算定する実費を加算する。

(8) 建設住宅性能評価を行うにあたり、設計図書等がない場合等で、必要に応じて設計図書等を財団が作成する場合は、別途算定する実費を加算する。

(9) 建設住宅性能評価の対象となる工事の検査を行う場所が、検査を現に行う者の在勤地より50kmを越える場合は、別に定める「一般財団法人日本建築センター住宅・環境審査業務出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。

4. 長期使用構造等確認料金

(1) 長期使用構造等確認（新築住宅）に係る料金は、1申請につき、表13に掲げる額とする。

表13

種別	床面積の合計	料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	33,000 円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	44,000 円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	59,000 円
	500㎡を超えるもの	81,000 円
共同住宅等	1,000㎡以内のもの	60,500+M× 7,700 円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	83,600+M× 7,700 円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	165,000+M× 6,600 円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	239,800+M× 6,600 円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	380,600+M× 5,500 円
	20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	605,000+M× 4,400 円
	50,000㎡を超えるもの	776,600+M× 4,400 円

この表において、Mは技術的審査対象住戸数を表すものとする。

(2) 長期使用構造等確認（既存住宅）に係る料金は、1申請につき、表14に掲げる額とする。

表14

種別	床面積の合計	料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	66,000 円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	88,000 円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	118,000 円
	500㎡を超えるもの	162,000 円
共同住宅等	1,000㎡以内のもの	121,000+M× 7,700 円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	167,200+M× 7,700 円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	330,000+M× 6,600 円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	479,600+M× 6,600 円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	761,200+M× 5,500 円
	20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,210,000+M× 4,400 円
	50,000㎡を超えるもの	1,553,200+M× 4,400 円

この表において、Mは技術的審査対象住戸数を表すものとする。

(3) 法第6条の2第1項に規定する長期使用構造等確認（新築住宅）の申請と、法第5条第1項に規定する設計住宅性能評価の申請を財団に併願する場合は、申請の時期にかかわらず、長期使用構造等確認（新築住宅）の申請に係る料金は、表13に規定する額に5分の1を乗じた額とすることができる。

(4) 法第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る料金は、以下により算出した額とする。

- 1) 新築住宅にあつては、表13に規定する額に5分の1を乗じた額とし、住宅性能評価料金に加算する。
- 2) 既存住宅にあつては、表14に規定する額とし、住宅性能評価料金に加算する。

(5) 既に財団から長期使用構造等確認の結果が記載された確認書が交付された計画（法第5条第1項に規定する住宅性能評価の申請を財団に併願した計画を除く）について、その計画の変更をする場合は、以下により算出した額とする。

- 1) 一戸建住宅に係るものにあつては、表13又は表14に規定する額に2分の1を乗じた額とする。

- 2) 共同住宅等に係るものにあつては、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額を合計した額とする。
- ① 長期使用構造等に係る認定基準のうち、住棟に係る変更の場合
当該区分の確認に係る住棟料金（表 1 3 又は表 1 4 の共同住宅等に係る欄に掲げる計算式の第 1 項の額をいう。）に 2 分の 1 を乗じた額
 - ② 長期使用構造等に係る認定基準のうち、住戸に係る変更の場合
当該区分の確認に係る戸当料金（表 1 3 又は表 1 4 の共同住宅等に係る欄に掲げる計算式において M に乗じることとされている額をいう。）の 2 分の 1 の額に、住戸数を乗じた額
- (6) 既に財団から長期使用構造等確認の結果が記載された確認書が交付された計画（法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価の申請を財団に併願した計画に限る）について、その計画の変更をしようとするものに係る料金は、(5) の規定を準用する。この場合において、長期使用構造等確認（新築住宅）に係る計画の変更に限り「2 分の 1」とあるのは「5 分の 1」と読み替えるものとする。
- (7) 財団以外の者から長期使用構造等確認の結果が記載された確認書が交付された計画について、その計画の変更をする場合は、新たに長期使用構造等確認の申請を受けたものとして表 1 3 又は表 1 4 に規定する額とする。
- (8) 既に財団から法第 6 条の 2 第 4 項に規定する設計住宅性能評価書が交付された計画について、その計画の変更をして長期使用構造等確認をする場合は、以下により算出した額とする。
- 1) 一戸建住宅に係るものにあつては、表 1 3 に規定する額に 5 分の 1 を乗じた額とし、1. 設計住宅性能評価料金（3）に規定する住宅性能評価料金に加算する。
 - 2) 共同住宅等に係るものにあつては、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額を合計した額とし、1. 設計住宅性能評価料金（3）に規定する住宅性能評価料金に加算する。
 - ① 長期使用構造等に係る認定基準のうち、住棟に係る変更の場合
当該区分の確認に係る住棟料金（表 1 3 の共同住宅等に係る欄に掲げる計算式の第 1 項の額をいう。）に 5 分の 1 を乗じた額
 - ② 長期使用構造等に係る認定基準のうち、住戸に係る変更の場合
当該区分の確認に係る戸当料金（表 1 3 の共同住宅等に係る欄に掲げる計算式において M に乗じることとされている額をいう。）の 5 分の 1 の額に、住戸数を乗じた額
- (9) 既に財団から法第 6 条の 2 第 4 項に規定する建設住宅性能評価書が交付された計画について、その計画の変更をして長期使用構造等確認をする場合は、以下により算出した額とする。
- 1) 一戸建住宅に係るものにあつては、表 1 4 に規定する額に 2 分の 1 を乗じた額とし、3. 建設住宅性能評価料金（既存住宅）（1）から（2）及び（5）から（9）に規定する住宅性能評価料金に加算する。
 - 2) 共同住宅等に係るものにあつては、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額を合計した額とし、3. 建設住宅性能評価料金（既存住宅）（3）から（4）及び（5）から（9）に規定する住宅性能評価料金に加算する。
 - ① 長期使用構造等に係る認定基準のうち、住棟に係る変更の場合
当該区分の確認に係る住棟料金（表 1 4 の共同住宅等に係る欄に掲げる計算式の第 1 項の額をいう。）に 2 分の 1 を乗じた額
 - ② 長期使用構造等に係る認定基準のうち、住戸に係る変更の場合
当該区分の確認に係る戸当料金（表 1 4 の共同住宅等に係る欄に掲げる計算式において M に乗じることとされている額をいう。）の 2 分の 1 の額に、住戸数を乗じた額

5. 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明料金

軽微変更該当証明に係る料金は、直前の長期使用構造等確認を行った機関の区分に依り、以下の額とする。

- (1) 直前の長期使用構造等確認を財団が行った場合
表 3 に規定する額とする。
ただし、20 戸を超える場合は別途財団との協議により定めることができる。
- (2) 直前の長期使用構造等確認を他機関等が行った場合
表 1 3 又は表 1 4 に規定する額とする。

6. その他

- (1) 規則第4条第4項及び第7条第4項の規定に基づき、住宅性能評価書を再交付するときの料金は、1通につき3,300円とする。
- (2) 住宅性能評価書記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更により住宅性能評価書を再交付するときの料金は、表3により算出した額とする。

別紙 4

評価料金等の減額率

評価料金等を減額するための要件について減額率を定める。要件が複数該当する場合は減額率を加算することが出来る。なお、減額率の合計は50%を限度とする。

要件	割引率の上限		
	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等確認
(1) 設計住宅性能評価の申請の場合で、当該申請に係る住宅の計画に住宅型式性能認定を受けた型式（平成12年建設省告示第1655号第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）に適合する部分を含む場合。ただし、その申請において当該型式に係る住宅型式性能認定書の写し（当財団が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。	5%	—	—
(2) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第6条の2第1項の確認を併せて行う場合。	10%	—	10%
(3) 共同住宅等で、当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第68条の25第3項の規定に基づく性能評価（建築基準法第20条第1項第一号の規定に基づく認定のための審査に必要な評価の全部又は一部に限る）を行う場合。ただし、その申請において当該性能評価に係る大臣認定書の写しが添えられている場合に限る。	10%	10%	—
(4) 設計住宅性能評価の申請の場合で、当該申請に係る住宅の計画について法第59条第1項の規定に基づく試験（構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験に限る）を行う場合。ただし、その申請において当該試験に係る特別評価方法認定書の写しが添えられている場合に限る。	5%	—	—
(5) 設計住宅性能評価の申請の場合で、財団が行う他の業務（低炭素建築物認定、BELS等の評価方法基準を利用した技術的審査）を併せて行う場合又は省エネ関連業務の申請が過去2件以上あり、審査の合理化が図れると財団が認めた場合。	10%	—	—
(6) 建設住宅性能評価の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の工事について建築基準法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査を併せて行う場合。	—	10%	—
(7) 共同住宅等で、一団の住宅の開発等において、複数の申請を同時期に行うことで、類似タイプの住宅における申請図書等の審査の効率化及び検査時の検査項目、移動等の合理化が図れ、設計住宅性能評価の審査及び建設住宅性能評価の検査を効率的に実施できると財団が認めた場合。	10%	10%	—
(8) 共同住宅等で、同タイプの住戸が複数あることにより設計住宅性能評価の審査及び建設住宅性能評価の検査の合理化が図れ、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を効率的に実施できると財団が認めた場合。	15%	15%	—
(9) 共同住宅等で、過去3年間に100戸以上かつ2件以上の申請が行われ、申請手続き及び検査手順等を把握していること又は今後1年間に100戸以上の申請が見込めるときで、一連の申請案件について申請図書の定型化等が行われることにより、申請図書等の作成及び検査時の対応における指摘、修正事項が軽減されることで、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を効率的に実施できると財団が認めた場合。	10%	10%	—

(10) 財団が指定するソフトウェアを用いて申請書を作成した場合。	5%	5%	—
(11) 性能表示事項のうち財団が定めた項目において、財団が定めた等級の場合。 下記に示す性能表示事項の等級が1の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・4-1：維持管理対策等級（専用配管） ・4-2：維持管理対策等級（共用配管） ・4-3：維持管理対策等級（共用排水管） ・9-1：高齢者対策等級（専用部分） ・9-2：高齢者対策等級（共用部分） 	各3%	各3%	—
(12) 事前相談など財団との協議により申請図書等の記載内容及び検査時の検査項目が精査されており、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると財団が認めた場合。	10%	10%	10%